○農林水産省経済産業省令第四号

消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）を実施するため、消費生活用製品安全法の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令を次のように定める。

令和三年十月二十二日

農林水産大臣　金子原二郎

経済産業大臣　萩生田光一

消費生活用製品安全法の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令

消費生活用製品安全法第四十一条第一項の規定（都道府県知事又は市長の事務に係るものに限る。）に基づく立入検査の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、消費生活用製品安全法施行規則（昭和四十九年農林省通商産業省令第一号）第二条の規定にかかわらず、別記様式によることができる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。